

国際連合

A/RES/67/226

総会

配布：一般

2013年1月22日

第67回会期

議事日程議題 25 (a)

総会によって採択された決議

[第二委員会報告書に基づく (A/67/442/Add.1)]

67/226. 国際連合制度の開発業務活動についての4年に一度の包括的政策検討

総会は、

本決議の不可分の一部と見なされる、1989年12月22日の決議44/221、1992年12月22日の決議47/199、1995年12月20日の決議50/120、1997年12月18日の決議52/203、1997年12月19日の決議52/12B、1998年12月15日の決議53/192、2001年12月21日の決議56/201、2004年12月22日の決議59/250、2007年12月19日の決議62/208、および2010年7月2日の決議64/289、2008年7月18日の経済社会理事会決議2008/2、2009年7月22日の経社理決議2009/1、2010年7月23日の経社理決議2010/22、および2011年7月18日の経社理決議2011/7並びに他の関連諸決議を想起し、

総会が、国際連合制度の開発協力および国家レベルの様式に向けたシステム全体を通じた主要な政策の方向性を確立する、業務活動についての4年に一度の包括的政策検討の重要性を再確認し

国際連合の一貫性と効率性、並びに我々の時代の開発へのあらゆる挑戦に効果的に、また国際連合憲章の目的および原則に従って、対処する能力を高める目的で、国際連合を強化する必要性をも再確認し、

共通の目標および関心としての、国際連合制度の関連性、一貫性、効果、効率性、説明責任および信頼性を高める加盟国の責任を想起し、

事業としてあるいは自ら率先して行う「一貫性を持った支援」イニシアチブを自発的に

採用した国家によるものを含み、自らの開発過程の主体的取組を強化するために加盟国によってなされた努力を留意し、

一貫した、効果的また効率的な方法で、自らの職務権限を実行可能とする目的で、十分かつ時宜に適った資源を、国際連合制度に提供する必要性を想起し、

そのような政策方向性が、本決議および1993年12月20日の総会決議48/162、1996年5月24日の決議50/227、2003年6月23日の決議57/270B、2006年11月20日の決議61/16および2011年6月29日の決議65/285に従い、システム全体に基づいて実施されることを確実とする、国際連合制度の調整および指導を提供する経済社会理事会の役割をまた想起し、

2000年の国際連合ミレニアム宣言¹、2002年の開発のための財政に関する国際会議のモンテレイコンセンサス²、2002年の持続可能な開発のための世界サミット実施計画（実施のためのヨハネスブルグ計画）³、2005年世界サミット成果文書⁴、ミレニアム開発目標および他の国際的に合意された開発目標を含む、2005年世界サミットの開発成果のフォローアップに関する2006年6月30日の決議60/265、2010年9月22日のミレニアム開発目標に関する総会のハイレベル主要会合の成果文書⁵、2011年の後発開発途上国に関する第4回国際連合会議の成果文書⁶、および「私たちの望む将来」と題された2012年の国際連合持続可能な開発会議の成果文書⁷など、経済、社会および関連分野の主要な国際連合の会議およびサミットの成果を更に想起し、

世界の様々な地域における人間の生活を改善することに対する挑戦への我々の理解およびそれを克服しようとする我々の行動に貢献してきた、広範な開発展望を形成した共通に合意された目的を確定するこれら会議およびサミットによって担われる重要な役割を認識し、

¹ 決議 55/2.

² 2002年3月18-22日、メキシコ、モンテレイ、開発のための財政に関する国際会議報告書（国際連合出版物、販売番号 E.02.II.A.7）、第I章、決議1、添付資料。

³ 2002年8月26日-9月4日、南アフリカ、ヨハネスブルグ、持続可能な開発に関する世界サミット報告書（国際連合出版物、販売番号 E.03.II.A.1 および修正）第I章、決議2、添付資料。

⁴ 決議 60/1.

⁵ 決議 65/1.

⁶ 2011年5月9-13日、トルコ、イスタンブール、後発開発途上国に関する第4回国際連合会議報告書（A/CONF.219/7）、第I, II章。

⁷ 決議 66/288, 添付資料。

開発協力への展開し続ける挑戦および機会に順応しまた対応し続ける、国際連合開発制度の必要性をまた認識し、

各国が自らの開発に主要な責任を取らなければならない、また国家の政策および開発戦略の役割は持続可能な開発の達成において過度に強調されないことを再確認し、また国家の状況を考慮しまた国家の主体的取組、戦略および主権への尊重を確実にしながら、国家の取組は開発途上国の開発の機会の拡大を目指した支援的な地球規模の計画、措置および政策によって補完されなければならないことを認識し、

ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標は、開発のための国際連合の活動を企画し、検討しまた評価するための枠組を提供することを認識し、

開発、平和と安全および人権は連結しまた相互に強化し合うことをまた認識し、開発がそれ自体中心的な目標であり、開発に関する国際連合業務活動の包括的な枠組の主要な要素を構成することを再確認し、

自由、平和と安全、開発の権利および、食料の権利、法の支配、ジェンダー平等、女性の能力の強化および開発のための正当かつ民主的な社会への全体的な公約を含む、十分な生活水準への権利を含む、全ての人権の尊重の重要性を再確認し、

ジェンダー平等は、総会および国際連合の会議の関連する決議に従い、持続的また包括的な経済成長、貧困撲滅および持続可能な開発の達成のための根本的な重要性を有し、また女性と女兒の開発への投資は、経済の全ての分野、特に農業、産業およびサービスなどの主要な分野において、とりわけ生産性、効率性および持続的また包括的な経済成長に関して相乗効果を持つことをまた再確認し、

非政府組織を含む、民間部門および市民社会は、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成に積極的に貢献できることを認識し、また国家計画および優先事項に従った国家の開発努力の支援における彼らのより一層の貢献を奨励し、

国際連合制度の開発協力の中心的な目標として、貧困を撲滅しそして持続的また平等な経済発展および持続可能な開発を遂行するための国家能力の開発の重要性をくり返し表明し、

開発は、直線的に生じることは、まずほとんどないことに留意しつつ、自然災害および紛争によって影響を受けた、救援から開発への移行にある国家の多面的な挑戦を認識し、

後発開発途上国、内陸開発途上国、島嶼開発途上国並びに低所得および中所得国、またアフリカの特別のニーズが直面する具体的な挑戦に国際連合の業務活動を併せる必要性をまた認識し、

I

序

1. 国際連合制度の開発のための業務活動についての4年に一度の包括的政策検討に関する事務総長報告書⁸および2010年の国際連合制度の開発業務活動の資金調達の分析⁹を感謝しつつ留意する。

2. 国際連合同盟監査団の関連する報告書に留意する¹⁰。

3. 国際連合開発制度が、総会決議 62/208 の実施において行った進展を留意し、また国際連合制度に対して、本決議の規定を考慮しつつ、その十分な実施を加速化することを求める。

4. 国際連合制度の開発業務活動の基本的な特徴は、特に、その普遍的、自発的また許可の本質、その中立性と多元主義、また柔軟な方法で計画国の開発のニーズに対応する能力にあるべきこと、また業務活動が、計画国の要請に基づいてまた開発のための自らの政策および優先事項に従い、当該国の利益のために実行されることを再確認する。

5. 開発への「あらゆるものに対応する」アプローチはなく、国際連合開発制度による開発援助は、計画国の多様な開発のニーズに対応できるものでなければならず、またその権限に従い、国家の開発計画および戦略と提携すべきことを強調する。

6. 国際連合の業務制度の強みは、国家レベルで、計画国および援助供与国の双方にとって中立的な、客観的また信頼されるパートナーとして、その正当性にあることを認識する。

⁸ A/67/93-E/2012/79 および A/67/320-E/2012/89.

⁹ A/67/94-E/2012/80.

¹⁰ A/64/375-E/2009/103 および Corr.1, A/65/71, A/65/394, A/66/308, A/66/348, A/66/380, A/66/710 および A/66/717 を参照.

7. 国の政府は、自らの国家の開発並びに、自らの開発過程に支援を効果的に統合するために、多国間機構によって提供されたものを含む、対外支援の全ての種類を国家戦略および優先事項を基礎に調整する主要な責任を有することを強調する。

8. 国際連合制度の開発業務活動は、貧困撲滅、持続的な経済成長および持続可能な開発を遂行する国家の能力を強化するための貢献として、計画国への影響に基づいて評価され判断されるものとすることを強調する。

9. 主催国との協定および合意により、国際連合開発制度は、国家政策および優先事項に従い、開発問題への新しくまた革新的な解決を模索するために、必要に応じて、国際連合開発支援枠組の準備過程の期間を含み、開発プロセスに関わる国の政府、国際連合開発制度、市民社会、国の非政府組織および民間部門間の連携および協力が強化される、実施環境を生み出すことに国の政府を支援しなければならないことを決定する。

10. 国家の努力を支援し、ミレニアム開発目標および他の国際的に合意された開発目標の進展を加速化し、不平等を含む全ての開発の挑戦に対応し、脆弱な状況にある貧困者や人々を支援し並びに持続可能な開発の経済、社会および環境の柱の統合を前進させる、国際連合開発制度の重要な役割および相対的な利点を認識する。

11. 国際連合開発制度が、開発途上国の開発優先事項と戦略に基づいて、国際的に合意された開発目標を達成するために開発途上国への支援において、より関連し、一貫性のある効率的かつ効果的となる必要性を強調し、そして改革の努力が、機構の効率性を強化し、具体的な開発結果を達成し、加盟国の制度への説明責任と透明性を強化することをまた強調する。

12. 国際連合開発制度が、国家の主體的取組と指導力に基づく、国家レベルでの業務活動の計画作成に対する唯一の可能な評価基準を構成する、国家開発企画、政策および優先事項に対応する努力を継続し続けること、および適宜、全ての関連する利害関係者の、全てのレベルでの、完全な関与を確実にしながら、過程の全段階における、国の政府の指導力の下、国家の企画と計画作成の国家レベルでの開発業務活動の十分な統合を遂行することを要請する。

13. 国家の開発目標の達成において国家を支援する国際連合開発制度の役割および能力の強化は、資源の多大な増加および継続した、より予測可能かつ確実な基礎による資源の基盤の拡大を伴う、効果、効率性、一貫性および影響における継続した改善を必要とすることを認識する。

14. 持続可能な開発は、国際連合制度の計画、基金および専門機関並びに国際金融機関および国際連合貿易開発会議など他の関連組織によって、各々既存の職務権限に従い、然るべき配慮が払われるべきことをまた認識し、およびこれに関して、持続可能な開発の達成において全ての国家、とりわけ開発途上国の努力の支援において、各々の職務権限、計画、戦略および意思決定過程に、持続可能な開発を主流化することをよりいっそう強化するようにこれら機関を招請する。

15. 国際連合制度に対して、加盟国への説明責任を維持しながら、持続可能な開発の実行を考慮し、現存の努力を構築し、また財政規定および規則を含む法律上の枠組に従い対費用効果を促進することにより、施設および活動の運営を改善することを求める。

16. 事務総長に対して、国際連合制度調整主要執行委員会および国際連合開発グループを通じて、適宜、国際連合開発制度の一貫性、効果および効率性を強化するために取り組むことを奨励する。

17. 国際連合制度調整主要執行委員会および国際連合開発グループの作業方法を尊重しながら、とりわけ両機関の加盟国との効果的な相互作用および加盟国への対応を改善するために、両機関の活動の透明性を継続して強化する必要性を再確認する。またこれとの関連で以下のことを要請する。

(a) 事務総長は、調整主要執行委員会の議長の資格で、委員会のウェブサイト上の情報の質および量を更に強化し、また機関間合意および委員会の決定を加盟国に対して公表しまた利用可能とすること。

(b) 事務総長は、調整主要執行委員会の議長の資格で、優先事項の設定において透明なアプローチを確実とし、計画調整委員会によって検討されるように、委員会の作業に関する適切な情報を経済社会理事会の年次概観報告に含めること。

(c) 国際連合開発グループは主要な資源および政策決定に関して構成機関の適切な執行機関と協議を行うこと。

(d) 経済社会理事会議長は、主要執行調整委員会の活動に関し同委員会との効果的な対話のための機会の加盟国による十分な利用を可能とする時間枠内で状況説明を予定する必要性を考慮しつつ、主要執行調整委員会の半年毎の会期に引き続き、加盟国および事務局への定期的な状況説明を開催し続けること。

18. 個別の国際連合基金、計画および機関は、その職務権限および戦略計画に由来しましたそれに即した具体的経験および専門性を有していることを認識し、またこれとの関連で、国家レベルでの調整および一貫性の改善は、各々の職務権限と役割を認識し、また全ての国際連合の基金、計画および専門機関の効果的な資源の利用と特別の専門性を強化する方法で行われなければならないことを強調する。

19. 全ての加盟国が、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の十分な履行を遂行することを促し、およびこれら目標が、国家の開発の努力と優先事項に従い、国際連合制度の開発業務活動に方向性を提示できる積極的な貢献を認識する。

20. 結果志向の革新的な国家、地域および地球規模のパートナーシップに、国際金融機関、市民社会並びに民間部門および財団を含む、多様な利害関係者と従事する国際連合開発制度の増加する能力の重要性を認識しつつ、国際連合開発制度の活動に貢献する政府の中心的な役割を再確認し、また国際連合開発制度に対してこれら利害関係者との協働を強化することを奨励する。

21. 国際連合制度が、計画国内での調整を強化し、また計画国内、並びに国家、地域および地球規模のレベル間で、強力な連携を構築することにより、その組織、基金および計画並びに専門機関を通じて一貫して活動する必要性を強調する。

22. 国際連合機関および国家レベルでの戦略企画の改善および、健全な政策決定に貢献する進展と傾向の理解を提供しまた効果的に本決議を実施するために国家の努力を支援する国際連合業務活動に関する一貫した、信頼できるまた包括的な統計指標および分析の重要性を認識する。

23. 国際連合開発制度に対して、国際連合開発支援枠組を含む、開発業務活動に障害者のニーズを考慮すること、並びに障害に関して十分かつ信頼できる情報が継続して不足していることに対処し、これに関して国際連合制度全体で一貫性および調整を強化することを要請する。

II

開発に関する国際連合業務活動の資金調達

A. 一般原則

24. 業務活動の資金調達の十分な質および量の必要性並びに資金調達をより予測可能、効果的また効率的にする必要性を強調する。

25. とりわけコア資金の、国際連合開発制度への財政貢献の増加が、ミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成における手掛かりであることを強調し、またこれに関して、貧困を撲滅するための開発途上国の支援における具体的な結果を達成し、開発業務活動および国際連合開発制度の全体の資源を通じて、持続的経済成長および持続可能な開発を達成する、国際連合開発制度の増加する効果、効率性および一貫性の間の相互に強化する連携を認識する。

26. コア資金は、ひもつきでない性質ゆえに、国際連合制度の開発業務活動の基盤となり続けていることを強調し、これに関して、国際連合の基金および計画へのコアへの貢献の配分が近年下降する傾向にあることに懸念を持って留意し、コアとノンコアの資金の不均衡について、継続して、対処する機構の必要性を認識する。

27. ノンコア資金をより柔軟にかつ戦略計画と国家の優先事項と同調させる必要性に留意し、またノンコア資金はコア資金の代替ではないことを認識しつつ、ノンコア資金は、国際連合開発制度の包括的な資金の基盤に重要な貢献を示した開発業務活動を支援するコア資金を補完すること、したがって全体の資金の増加に貢献していることに留意する。

28. ノンコア資金は、取引費用、フラグメンテーション、競争および組織間の重複を潜在的に増し、また国際連合全体としての集中した、戦略上の立場および一貫性の実行を阻害することを通じて、一国による援助供与事業特定資金調達のような、とりわけ制限された指定された資金調達への挑戦となること、および政府間機構や過程により定められた計画の優先事項をも潜在的に歪曲しうることを認識する。

29. 1995年から2010年の期間における国際連合の業務活動の資金調達の全般的に肯定的な傾向をまた認識し、また2011年の政府開発援助の減少およびコアとノンコアの資金の不均衡に懸念を持って留意する。

30. 政府開発援助を増加する幾つかの先進国による公約を含み、開発のための資源を増加する先進国の努力を承認し、2015年までに政府開発援助を国民総所得の0.7%とする目標、および後発開発途上国への0.15%から0.20%の目標を達成するという、多くの先進国による公約を含み、全ての政府開発援助の公約の実現を求め、そしていまだそのように行っていない先進国に対して、これに関して自らの公約に従い、具体的な努力を行うことを

促す。

31. 業務活動のための資金の増加された質および量についての、説明責任、透明性および国際連合基金、計画および専門機関の活動と国家自身の成果におけるものに関する結果に基づく改善された運営と結果に基づく更に調整された報告の重要性を確認する。

32. 開発資源のより効果的な使用および国家の優先事項と開発計画に従い国家の能力の強化に向けての専門性および行動を達成するための協働を強化するために、国際連合開発制度の基金、計画および専門機関を奨励する。

B. 全般的な資金調達、とりわけコア資金の強化

33. 援助供与国およびそのようにする立場にある他の国家に対して、自らの能力に合致する方法で、国際連合開発制度に、とりわけ基金、計画および専門機関のコア/通常予算に自発的拠出金を維持し実質的に増加すること、および持続的また予測可能な方法で複数年にわたり拠出することを促す。

34. 業務活動の資金調達は、計画国の国家の優先事項と企画および国際連合の基金、計画および専門機関の戦略的計画、職務権限および資源枠組に同調されるべきことを強調し、並びにこれに関して結果の到達および国際連合開発制度の基金、計画および専門機関の結果に基づく枠組を更に強化し、また国家による結果の算出に関する報告を改善することの必要性を強調する。

35. 限定された数の援助供与国への制度の依存を軽減する目的で、援助供与の基盤を拡大した国際連合開発制度に財政的貢献を行う国家の数および他の協力機関を増加する重要性を強調するために取られる措置に関して、また援助供与国の基盤の増加における進展に関して、上部機関に対して、2014年の最初の通常会期において報告を行うことを国際連合の基金および計画に対して要請し、また専門機関に対して奨励する。

36. 機構に対して定期的な資金への重要なコアへの拠出を提供する政府によってなされた重要な拠出を認識して、国際連合の基金、計画および専門機関に対して自らの職務権限と開発の結果について一般への伝達を更に改善することを奨励し、国際連合の基金および計画並びに専門機関に対して、2013年以降より経済社会理事会に対する年次報告において一般への伝達においてなされた努力に関する情報を提供することを招請する。

37. 国際連合の基金および計画に対して、国際連合開発制度の主要な原則と提携しつつ、

開発業務活動の資金調達に潜在的な資源、とくにコアの資金調達を多様化する目的で、また計画国の国家の優先事項に十分に敬意を払いながら、ブレトンウッズ機関、地域開発銀行、市民社会、民間部門および財団と積極的に関与し続けることを奨励する。

38. コア資金の「重要な部分」の概念の発展および運用における上部機関による進捗状況の不足に懸念を表明する。

39. 国際連合開発機関のコアの資金調達の重要な部分のレベルを決定する潜在的に良い影響をくり返し表明し、また計画国の必要性に対応し、また行政、運営および計画の費用を含む、戦略計画において期待される結果を生み出す上で十分な資金の水準を含みうる、コア資金の重要な部分の概念の共通の原則を定義づけること、および2014年の決定のために、2013年の末までに、各上部機関に対して具体的な提案を提示することを、基金および計画に要請する。

C. 資金の予測可能性と質の改善

40. 加盟国および国際連合開発制度は、より予測可能で、柔軟で、用途の特定が緩和されたそして国際連合開発支援枠組に含まれている優先事項を含む、計画国の優先事項と国際連合基金、計画および専門機関の戦略計画や職務権限とより同調したコア／通常資金およびノンコア資金の配分を優先すべきことを認識する。

41. 国際連合の基金、計画および専門機関の上位機関に対して、全ての入手可能かつ事業化されたコアおよびノンコアの資金が、適宜、各々の戦略計画の優先事項に基づき、統合された予算枠組に取り入れられることを確実にすることを奨励する。

42. 資金の支出権限に法的な制約とならない、国家レベルでの、国際連合制度の開発業務活動の全ての入手可能かつ事業化された財政拠出が、慣行として、共通の予算枠組に取り入れられること 並びにその枠組が国際連合開発支援枠組の支援においてシステム全体の資金計画の質を強化するために用いられることを要請し、並びに、拠出に関して必要な情報を、計画国との同意に基づいて常駐調整官に提供することを基金および計画に対して要請しまた専門機関に対して奨励する。

43. ノンコア／予算外の基金およびそれらの計画活動の運営と支援に関する費用を補うためのコア／通常資金の利用を含む、ノンコア／予算外に融資された活動を助成するためにコア／通常資金を利用することを避ける必要性を強調する。

44. ノンコアの拠出を行う加盟国に対して、複数年度の期間での開発関連の活動の実施を奨励しつつ、年次計画期間の最初に、取引費用を削減し、可能な限り資金を配分し、報告、監視および評価に関連する要請を一元化かつ調和し、並びに地球規模、地域および国家レベルで適用される共同資金調達による、テーマ別および合同基金メカニズムを優先させることを奨励する。

45. 国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合児童基金、およびジェンダー平等と女性の能力の向上のための国際連合組織（UN ウィメン）による費用の分類の調和を含む、機関特定統合予算に向けた現行の活動を承認し、そして戦略企画の次世代における計画作成と資金のよりよい提携を可能とする、この活動の完了を期待する。

46. これに関して、基金および計画の執行理事会並びに専門機関の上部機関に対して、ノンコア資金をより予測可能とした制限/用途の特定を緩和し、援助供与の基盤を拡大し資金のフローの十分さと予測可能性を改善する目的で、各組織の新戦略計画サイクルにおいて同意された開発結果への資金調達に関して、適宜、2014年の間に、組織化された対話を準備することを要請する。

D. 十分な費用の回復の確保

47. 国際連合開発計画、国際連合人口基金、国際連合児童基金および UN ウィメンの執行理事会による、とりわけ計画活動と計画外活動に関連する費用の分類に関する、調整された費用の分類方法に関する決定を歓迎し、調整された概念枠組と費用回復率の計算方法に関する4機構によって行われている現在の活動を留意し、またこれに関して2013年初期までに完了することを期待する。

48. これに関して、全ての計画外の費用の資金調達を管理する指導原則が、コアおよびノンコアの資金調達源に比例して、十分な費用の回復に基づいてなされることを、再確認する。

49. 十分な費用回復の原則を承認する。

50. 国際連合の機構が様々な事業モデルおよび職務権限を有しており、これは資金調達の構造が異なることを暗示することをまた承認する。

51. ノンコア計画活動に関連する計画外費用が、計画活動のコア資金から資金を支出していることを懸念を持って留意する。

52. 加盟国に対して取引費用を削減し、可能な場合には、報告の要請を一元化することにノンコアの拠出を行うように促す。

53. コアとノンコアの資金から、比例して、十分な費用回復の指導原則並びに簡潔、透明かつ調和のとれた方法に基づいて、様々な費用回復率を通じてを含む誘因を提供し、またコアの資金調達を増加し、各上部機関によって採用された戦略計画と同調する、より予測可能、柔軟で、用途の特定が緩和されたノンコアの拠出を増加するための、基金の様々な量と性質を考慮しながら、2014年に完全な実施を行うために、2013年までに費用回復枠組を採用するように、国際連合の基金および計画の執行理事会に対して要請し、また専門機関の上部機関に対して奨励する。

54. 回復される見積額を予算に含め、通常財政報告の一部として、実際の費用回復の総額を報告することを国際連合の基金および計画に対して要請し、また専門機関に対して促す。

55. 事務総長に対して、システム全体のレベルで適用されるコア資金の増加のための誘因メカニズムの選択肢を含み、開発業務活動の資金調達に関する事務総長の年次報告の文脈でなされる進捗状況に関して報告を行うことを要請する。

56. 国際連合の基金および計画に対して、現存の予算枠組内で、必要経費を最小化する努力において運営費用の削減を更に遂行することを要請する。

III

国家能力開発と開発効果に対する国際連合業務活動の貢献

A. 能力構築と開発

57. 能力開発と国家開発戦略の主体的取組が、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成の基本であることを認識し、国際連合開発制度の機構に対して、国際連合開発援助枠組と提携し、開発途上国の努力に更に支援を提供し、効果的な国家制度を設立し/あるいは維持し、また国家および地球規模の課題に取り組むために、政策諮問支援を含む、能力構築のための国家戦略の実施と、必要に応じて、考案を支持することを求める。

58. 国際連合制度に対して、国際連合制度内での規範的および業務的連携を強化することを通じて持続可能な開発の結果を促進し、これに関して、計画国の要請に基づいて、脆弱な状況にある貧困者や人々を対象を特定したまた能力強化を行う目的で、包括的、平等、参加型、透明かつ説明責任を有する国家の開発過程のための国家の能力の構築において、計画国の支援に特別の努力を向けることを奨励する。

59. 持続可能な開発のための強化された能力構築の必要性を強調し、そしてこれに関して、南北、南々、および三角協力を含む技術的および科学的協力の強化を求め、並びに企画、運営、監視および評価の能力を含む、制度上の能力の強化に影響を及ぼす、訓練、経験および専門知識の交換、能力構築のための知識移転および技術支援を含む人材開発の重要性をくり返し表明する。

60. 能力開発は国際連合開発制度の主要な機能であり、また国家レベルで適用されるべき主要な相互関連の原則の一つであることを強調し、そしてこれに関して、とりわけ 2010 年共通国評価/国際連合開発支援枠組ガイドラインおよび 2010 年国際連合開発支援枠組ガイドダンスおよび支援パッケージという、能力の格差を特定する、国際連合開発制度によってなされた努力を留意する。

61. 国際連合開発制度に対して、持続可能な開発の経済的、環境上および社会的次元の効果的な統合を強調して、開発計画、構成要素に分かれたデータの集積および分析、実施、報告、監視、および評価の国家能力の開発への焦点を強化することを求め、またこれに関して、全ての常駐および非常駐の機関の知識の基礎と専門性を含む、国際連合開発制度の資源が、開発途上国によるアクセスのために可能となるべきことを認識する。

62. 国際連合開発制度に対して、開発途上国の要請に基づいて、同国の能力構築および能力開発を更に支援すること、および国家の開発計画と優先事項に即して外部の開発支援の影響を効果的に調整しそして評価することをまた求める。

63. 国際連合開発制度に対して、加盟国の審議のために、能力開発における進捗状況を測定する共通のアプローチを開発し、また、国家開発目標と戦略を達成するための能力の開発において、国家の要請に基づいて、計画国に企画し、監視しまた結果を評価することを可能とすることを目的とした特別の枠組を開発することを、要請する。

64. 国際連合の機構に対して、能力構築活動の持続可能性を確実にする措置を採用することを求め、および国際連合開発制度が、国家の構造に焦点を絞り、また可能な場合には、国家および地方の制度外での並行した実施単位を設立する実行を回避することによって、

国家の執行/実行および利用可能な国家の専門性と技術を、業務活動の実行における規範として可能な限り十分に用いまた強化することを繰り返す。

65. 計画国が、国際連合ミレニアム宣言¹に含まれているものを含み、国際的に合意された開発目標に合致するために、開発および技術を地域の状況に適用させることに参加するために、技術移転、技術協力並びに科学および技術能力の構築と育成を必要とする、新しいまた生成しつつある技術に関する利用権を有すべきことを強調し、これに関して、加盟国および国際連合制度に対して計画国に新しいまた生成しつつある技術の促進と移転を支持することを促す。

66. 国際連合開発制度に対して、調達、治安、情報技術、電気通信、旅行および銀行業務、また適切な場合には、計画、報告および評価を含む、支援サービスのための国家の公的および民間制度の利用の増加を奨励し、また国際連合開発制度に対して、国家能力を強化し取引費用を削減する手段として計画国において並行する事業実施ユニットの数を過度に削減することを回避することをまた奨励する。

67. 可能な場合にはどこでもまた計画国の利益のために、国家の専門家および国家のコンサルタントの使用の重要性に関する総会決議 62/208 の第 127 項を想起する。

68. 国際連合開発制度の全ての機構に対して、システム全体のレベルで、彼らの能力構築および能力開発活動に関して、入手できる良い実行と経験、達成された結果、達成条件と指標および監視と評価基準について、機関間の情報共有を強化することを促す。

B. 貧困撲滅

69. 貧困削減が最大の地球規模の課題であり、また開発途上国、とりわけアフリカにおける持続可能な開発の必要不可欠な条件であることを再確認し、また全ての人々の利益のための持続的な、広範な、包括的かつ平等な経済発展を加速することの重要性および、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成を強調する。

70. 開発途上国における国家能力の発展を通じての貧困撲滅が、国際連合開発制度が焦点を絞っている主要な分野であり続けるべきこと、および同制度の開発計画および事業が、それらの根底にある目的として最大の地球規模の課題に対応するよう試みられるべきことを確認する。

71. 基金、計画および専門機関を含む、国際連合開発制度の機構に対して、自らの権限

に従い、貧困撲滅に最大の優先度を割り当てることを求め、そしてこの分野での努力が極度の貧困と飢餓の根本原因に対処するために拡大されるべきことを強調する。

72. 貧困撲滅への挑戦の複雑さを確認し、貧困撲滅を加速することにおいて、国際連合開発制度が国家の優先事項として駆使され、国際連合開発制度の相互に連携しまた相互に強化された柱を最大限利用しながら、統合され、調整されまた一貫した方法において、実施されなければならないことを強調し、そして多様な戦略の使用を奨励する。

73. 国際連合開発制度に対して、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展を加速すること、また 2015 年以降の開発課題に至る過程を通知する目的で、国際連合開発制度によって負託された付託された計画や政策の企画と実施における、能力構築、雇用創出、教育、職業訓練、農村開発および全ての可能な資源、中でも貧困撲滅を達成した貧困の状況下に住む人々の積極的な参加の促進を目的としたものの動員などの良い実行、経験に基づく教訓、戦略、計画および政策を共有することを奨励する。

C. 南々協力および国家能力の開発

74. 南々協力の増加する重要性を再確認し、またこれに関して、国際連合制度の基金、計画、専門機関および他の組織に対して、開発業務活動の通常の状態の国家レベルの計画作成への南々協力と三角協力の支援を主流化し、地球規模の組織の知識網、地域委員会および国際連合開発制度地域チームの能力の活性化を含む、地球規模および地域レベルでの支援メカニズムを強化し、そして開発途上国の要請並びに彼らの主体的取組と指導力により、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を特に強調しつつ、国家目標を達成するために、南々協力および三角協力の利益と影響を最大化する能力を発展させるように開発途上国を助けることを求める。

75. 国際連合開発制度に対して、三角協力を含む、南々協力を通じて達成される結果とそれへの支援に関する情報共有、報告および評価を強化することを要請する。

76. 国際連合南々協力事務所が、自らの電子データバンクである、開発のための情報というウェブ上で、南々協力の経験、模範例および潜在的な協力機関に関する情報の広範な普及と協力機関に関する情報の広範な普及とそれへのアクセスを促進し続けている事実を歓迎する。

77. 全ての開発途上国が直面し続ける重要な開発の課題を強調しつつ、国際的な開発の努力における南々協力および三角協力の増加する重要性をもまた歓迎し、これに関して、

ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成に向けての南々協力および三角協力の増加する潜在性を認識し、また実施する立場にある全ての国および他の利害関係者に対して、特に持続可能な基盤に基づいて技術支援を提供した財政的な資源を動員することによって、南々協力および三角協力への支援を増加することを求める。

78. 国際連合開発計画内での国際連合南々協力事務所の強化の重要性を強調し、そして国際連合開発制度に対して、同事務所の職務権限の実行を可能とするために同事務所にさらなる支援を提供することを求める。

79. 専門機関、国際連合の基金と計画および地域委員会の長に対して、国際連合南々協力事務所によって運営されあるいは支援される南々協力事業の実施に特に注意を払うことを要請する。

D. ジェンダー平等と女性の能力強化

80. 総会決議 64/289 によって設立された通り、国際連合全体に及ぶより効果的かつ一貫したジェンダーの主流化の活動の重要性およびジェンダー平等と女性の能力強化の活動における国際連合制度の説明責任を主導し調整しまた促進するその役割に留意し、UN ウィメンの設立と稼働を歓迎し、および加盟国の要請に基づいて彼らを支援するその役割を認識する。

81. 国際連合開発制度の機構に対して、国際連合開発枠組計画における、ジェンダー平等と女性の能力強化に関する結果および生産活動への投資および着目を実質的に増加することを要請する。

82. 国際連合開発制度に対して、ジェンダー主流化政策における男性と男児の役割を考慮することを求める。

83. 国際連合開発制度に対して、国際連合開発支援枠組の文脈において、国別現地チームによる使用のためのジェンダー主流化の効果を評価するための計画および報告の手段としてジェンダー平等と女性の能力強化のための国際連合国別現地チーム実行指標（採点表）の使用を拡大し強化することを要請する。

84. 国際連合開発制度に対して、評価においてジェンダーの視点を含めることにより国別現地チームによって行われる評価においてジェンダー平等のより多くの説明責任を制定することを奨励する。

85. 国際連合開発制度の全ての機構に対して、とりわけ UN ウィメンに対して、それぞれの職務権限内で、国家レベルでの現存する調整メカニズムを通じて、また適宜、関連する組織および国家の利害関係者とのパートナーシップにおいて、ジェンダーに対応した業務活動の調整を強化することを促す。

86. UN ウィメンの指導力の下、国際連合開発制度によって十分に実施される説明責任の枠組として、ジェンダー平等および女性の能力強化に関する国際連合システム全体活動計画を歓迎する。

87. 国際連合同合同監査団に対して、ジェンダー平等と女性の能力強化に関する国際連合制度全体行動計画の完全な実施の後で、総会に提出するための実施監視と説明責任の手段として、ジェンダー平等と女性の能力強化に関する国際連合制度全体行動計画の効果、付加価値および影響についてのシステム全体評価を行うことを要請する。

88. 国際連合開発制度に対して、ジェンダーの次元が体系的に対応されていることを確実とするために、計画の作成と実施においてジェンダー主流化のための十分な技術的専門性を確保すること、またこれに関して、国際連合開発支援枠組および他の開発計画枠組の準備過程を支援するために、UN ウィメンを含む、国際連合制度でジェンダーの専門性を利用できるようにすることを促すように求める。

89. 機関、基金および計画を含む、国際連合開発制度に対して、その各々の職務権限の範囲内でまた既存の規定および規則に則して、国際連合制度の既存の様々な説明責任制度が、ジェンダー平等の結果およびジェンダー関連資源の配分と支出の追跡に関して、ジェンダー指標の、適切な場合には、利用の促進を通じたものを含む、より一貫した、正確且つ効果的な監視、評価そして報告を提供することを確保し、またジェンダー説明責任制度の国家レベルでの実施を支援しまた改善する国際連合国別現地チームによるその利用を奨励することによるものを含む、国際連合制度内のジェンダー主流化を強化するために、協働して活動することを継続することを要請する。

90. 国際連合開発制度の機構に対して、国家の計画作成を指導しまた戦略的、計画的および結果に基づく枠組など、全機構および国家レベルの文書の準備を支援するために、定期的および体系的な方法で、性および年齢により分類された、比較可能なデータを集積し、分析し普及させ、並びに進捗状況および影響を測定する道具を精密化し続けることを奨励する。

91. 国際連合開発制度の機構に対して、自らの機構の権限内で、制度上の説明責任メカニズムを更に改善しまたそれぞれの戦略枠組に政府間で合意されたジェンダー平等結果およびジェンダーに敏感な指標を含めることを求める。

92. 国際連合開発制度の機構に対して、計画国、とりわけ開発途上国からの女性の代表に相当の注意を払い、常駐調整官および他の高いレベルでの地位の任命を含み、また平等な地理的代表の原則を留意しつつ、開発業務活動に影響を及ぼす地位に対する中央、地域および地方レベルでの国際連合システム内での任命におけるジェンダーバランスを達成する努力を継続することをもまた求める。

E. 救済から開発への移行

93. 自然災害の影響が、ミレニアム開発目標を含み、国際的に合意された開発目標を達成する努力を大いに妨げることを強調し、自然災害への脆弱さを軽減する重要性を強調する。

94. 国際連合開発制度が、それが複雑であり段階的な過程ではないことを認識しつつ、救済から開発への移行における、自然災害あるいは紛争によって被害を受けた国家において重要な役割を担うことを認識し、そしてこれに関して、国際連合開発制度に対して、状況の違いを認識しながら、国家の優先事項を支援するために、救済から開発への移行における、災害あるいは紛争によって被害を受けた国からの要請に対応することを要請する。

95. 移行中の活動が国家の主体的取組に基づいて行われることを強調し、そして国際連合開発制度に対して、これに関して、移行過程を運営するために全てのレベルでの国家の能力の開発に貢献することを要請する。

96. 救済から開発への移行において初期の回復および長期的な国家の開発のための国際連合制度の業務活動への、時宜に適った、予測可能、柔軟かつ持続的な財政貢献を提供できる地位にある援助供与者および国家に対してそのようにすることを求め、および加盟国に対して、予防、回復、用意、対応および救済から開発への移行のための即座且つ柔軟な財政を改善するために、適宜、自らの人道および開発財政メカニズムを調査することを招請する。

97. 効果的かつ反応の良い常駐調整官/人道調整官制度が、自らの職務権限および国の政府の優先事項に従いまた被害を受けた国の政府の要請に基づいて、早期回復を支援する方法で、人道支援を計画しまた提供する目的で、救済から開発への移行の状況において担う

ことのできる重要な役割を認識する。

98. 国際連合人道組織、他の関連する人道機構、開発の協力機関、民間部門、援助供与国および被害を受けた国家に対して、早期回復および持続可能な復旧および復興の努力を支援する方法で、人道支援を計画し提供する目的で、協力および調整を強化し並びに適切な手段を有効活用しかつ発展し続けることを求める。

99. 救済から開発への移行の状況にある国家における国際連合制度の開発業務活動を常駐調整官が効率的および効果的に調整できるように、救済から開発に移行する国において、適宜、常駐調整官/人道調整官の調整の役割を更に強化することを要請する。

100. 国際連合開発制度に対して、救済から開発への移行という状況にある国家において、常駐調整官事務所での効果的な戦略的および業務上の計画や調整能力を確保とするために、十分かつ持続的財政および技術支援の提供を優先させることを要請する。

101. 国際連合開発制度に対して、平和構築委員会の議題となっている紛争から脱した国家に対する支援において、国家が経済的および社会的回復並びに開発の基礎を打ち立てることを支援した平和構築過程の国家の主体的取組を確保とすることを目的として、平和構築および開発戦略と関連した同委員会が担う諮問的役割を考慮することを招請する。

102. 国家主導の評価に基づいて、自然災害あるいは紛争によって被害を受けた国家における救済から開発への包括的な国家レベルおよび国家が主体となる移行を、要請に応じて、支援するために、国際連合開発制度の必要性を認識した被害を受けた国家のニーズおよび優先事項により良く対応するために、国際連合機関、基金および計画並びに事務局の間の綿密な計画および調整の重要性を強調しつつ、国家の優先順位に即して、支援を提供しより効果的に資源を運用し、およびこれら資源を、結果と結びつけることによって、および透明性、危機管理および国家制度の使用を強化し、国家の能力および支援の時期の良さを強化し、そしてより良い結果を達成するために資金調達のスPEEDおよび予測可能性を強化することにより、強力なパートナーシップを構築する重要性を強調する。

103. 国際連合開発制度の構成員に対して、被害を受けた国家の要請に基づいて、各組織が、救済から開発への移行の状況における国家において国家のニーズと優先事項に、効果的かつ効率的に対応することを可能とするために、適宜、国際連合組織の現地代表に、計画作成および資源の配分の分野における権限を更に移譲することを要請する。

104. 国際連合開発制度に対して、適宜、とりわけ世界銀行のような救済から開発への移

行の状況にある国家において活動する他の国際的な機構や他の利害関係者との業務上のパートナーシップを強化することを奨励する。

105. 国際連合制度およびブレドンウッズ機関に対し、救済から開発への移行にある国家に対しより効果的な支援を提供しまた取引費用を減らすために、資金調達メカニズムを含む、被害を受けた加盟国との十分な協議において、関連する場合には、災害後および紛争後のニーズ評価、計画の企画、実施および監視の合同の対応の開発を含み、救済から開発への移行に関して調整を改善する努力を強化し続けることを奨励する。

106. 国家の努力の支援における、各々の機関の職務権限および救済から開発への移行にある国家における優先事項に従い、国際連合制度の開発、人道支援および平和構築の努力の業務活動内の協力および調整を強化することの重要性を強調する。

107. 国際連合開発制度に対して、救済から開発への移行にある国家における国家の努力に効果的、効率的また反応のある支援を提供するために、特に計画作成の手段と過程並びに事業の実行の簡素化および調和を通じて、事務局の組織および国際連合開発制度の構成員との間の調整を深化させる進展を加速することを要請する。

108. 加盟国および関連する国際連合機構に対して、早期の回復および移行段階の一部として、サービスおよび社会基盤を回復しまた改善するための措置を含む、各々の活動に災害リスク軽減を統合することを奨励する。

109. 地区、国家および地域のレベルで回復を構築し強化することが、生命を救い、苦しみを軽減し、財産の損害を軽減し、支援と救済のより予測可能かつ効果的な提供を行うことによるものを含む、災害の影響を軽減することのために重要であることを強調し、そしてこれに関して、回復を構築することが長期的な開発過程であることを認識しつつ、用意、予防、軽減および対応能力への継続的投資の必要性を強調する。

110. 国際社会および災害削減国際戦略、国際連合の基金および計画並びに専門機関を含む、関連する国際連合組織に対して、とりわけこれに関して国家および地区の努力を支援することによって、予防、用意および災害リスク削減活動に然るべき配慮を払うことを、奨励する。

111. 国際連合開発制度が、地域/準地域において紛争の波及効果および再発を予防する目的で、救済から開発への移行にある国家への支援を強化するために地域のレベルでのその能力を更に投入すべきことを強調する。

112. 国際連合開発制度に対して、救済から開発への移行にある国家における常駐調整官の人物像が人道調整官の資格をも有すること、および人道支援の調整および提供に関する適切な訓練が提供されることを確実にすることを要請する。

VI

国際連合開発制度の改善された機能

A. 国際連合開発支援枠組

113. 国家の優先事項、課題、企画および計画作成での業務活動の主体的取組を強化しかつ十分な提携を達成するために、国際連合開発支援枠組過程の準備、実行、監視および評価の期間中の国の政府の中心的な役割と積極的かつ十分な参加の重要性を再確認する。

114. 常駐調整官および国際連合国別現地チームに対して、全ての国際連合の企画および計画作成文書の開発並びに実施が国家の開発のニーズと優先事項と十分に同調していることを確実にする目的で、国の政府と合意して、国の政府および市民社会や非政府組織を含む関連する利害関係者との協議を強化することを要請する。

115. 国際連合開発制度の国家レベルでの現地関与が、様々な組織の職務権限に即して、制度によって支持される国家計画、戦略および計画を実施するために要請に従い、計画国の具体的な開発の課題とニーズに合致するように作られるべきこと、また国家レベルでの国際連合開発制度の活動が、国家当局と合意された優先事項に十分に即したものであるべきことを認識する。

116. 計画国が、国際連合計画制度のあらゆる職務権限と資源に最大限にアクセスしまたそれからの利益を有すべきこと、そこから国の政府は、いずれの常駐あるいは非常駐の国際連合の機構が、非常駐の機関である場合には、必要に応じて、常駐機構との受け入れ取極を通じてを含んで、個別国家の具体的なニーズおよび優先事項に最もよく対応するのか、決定すべきことを強調する。

117. 国際連合開発制度に対し、戦略的枠組として国際連合開発支援枠組を更に改善しまた国の政府や他の利害関係者の作業負担を軽減し、関連文書の用意に必要な時間を軽減しまた政府の企画サイクルとの提携を確保するため、国際連合開発支援枠組過程を簡素化する措置を加盟国と十分に協議して取ること、そのことにより、結果へ集中することを改善

することと国家レベルでの国際連合制度内のより良い労働配分を促進することを要請する。

118. 国際連合開発制度に対して、国家の主体的取組の原則、国家の優先事項との提携および国家レベルでの国際連合制度の個別の組織の比較優位を考慮しつつ、より多くの一貫性を促進する有効な方法として、適切な場合には、国家レベルでの合同計画作成過程を更に強化することを奨励する。

119. 国際連合開発制度に対して、国家の優先事項、課題およびニーズによりよく対応し並びに国の政府と他の利害関係者の取引費用を削減するために、国際連合開発支援枠組と提携して、機関特定計画作成手段および過程を更に簡素化した調和することを要請し、また 2013 年末までにそれぞれの上部機関とこれに関して達成された進展について協議し、通知した議論を行うことを基金および計画に更に要請し、専門機関に対して奨励する

120. 国際連合開発制度に対して、国際連合計画支援枠組に即してまた常駐調整官の指導力の下、国家レベルでの国際連合制度内でのよりよい労働配分を促進し続けることを奨励する。

121. 必要に応じて、中期検討の実行を含み、4年に一度の包括的政策検討の計画および予算サイクルと同調して、求められるあらゆる変化を実行すること並びに経済社会理事会の本会期の新しい包括的検討サイクルに合致する調整に関して経社理に報告することを、基金および計画に対して求め、専門機関に対して奨励する。

B. 常駐調整官制度

122. 常駐調整官制度が、国際連合開発計画によって管理されながら、国際連合開発制度全体のものであること、またその機能は制度において参加型、平等、および相互に責任を有するものであることを強調し、この文脈で、国家レベルでの国際連合の現地関与に関する総会の従前の決議の実施の重要性を再確認し、また適切な資源および説明責任を通じてを含み、計画国の国家の開発のニーズ、優先事項と課題への国際連合開発制度の対応の効果を改善する目的で、一般的な国の評価と国際連合開発支援枠組の様式化と実施を含む、国家レベルでの国際連合の開発業務活動の調整を確実にすることについて、政府の指導力の下での、常駐調整官の中心的な役割をくり返し表明する。

123. 常駐調整官が、特に大規模な国別現地チーム、複雑な調整状況、あるいは複雑な緊急事態にある国において、機能に内在する全ての任務を公平によく対応する能力が不足することを認識し、そして常駐調整官の人物像が計画国のニーズ、優先事項および課題と同

調していることをも確実にしつつ、常駐調整官が自らの機能を効果的に実行する上で必要な訓練、準備、支援および資格によって支援されることに対する常駐調整官の機能の必要性をそれ故くり返し表明する。

124. 常駐調整官制度の効果を改善することを決定し、およびこれに関して国際連合開発制度に次のことを要請する。

(a) 優秀な指導者を取り込みまた開発し、非常駐機関を含む国際連合開発制度の全ての範囲を代表してまた反映して活動を行うことを目的として、常駐調整官制度内に個人が魅力を感じ、選出され、訓練され、評価され、維持される方法を改善し、そして彼らの人物像により、自らの機能に内在する全ての任務に効果的に対応できるようにし、また計画国のニーズ、優先事項および課題と同調することを確実にすること。

(b) 地理的配分およびジェンダーの観点から常駐調整官制度の構成の多様性を達成すること。

(c) 常駐調整官が計画国のニーズ、優先事項および課題により良く対応できることを支援するために訓練および支援の統合された戦略を開発し、そして要求を競合させずに、国際連合開発制度の要求に対処すること。

(d) 全ての国際連合の機関、基金および計画が、常駐調整官の地位の候補者任命の過程に、平等な立場で参加することを確実にすること。

(e) 国家のニーズ、優先事項および課題に対応して国際連合開発制度内での利用可能な専門性への常駐調整官事務所の改善されたアクセスを通じての国家レベルでの一貫性と効果を強化する目的で、常駐調整官事務所の能力を強化すること。

(f) 国家レベルの調整が、対費用効果が高くまた柔軟かつ計画国政府の開発ニーズ、優先事項および課題に良く反応する、効率の良い常駐調整官事務所に基づいていることを確実にすること。

(g) 計画国の多様なニーズを念頭に置きつつ、同じ分野において並びに地球規模、地域および国家レベルにおいて、様々な組織の能力の共同利用を通じたものを含み、計画国内において具体的な結果を達成するために必要な支援を特定し、動員し、展開するより効果的な方法を見出すこと。

(h) 国際連合開発計画に対して、対費用効果が高い場合には、国の政府との同意に基づいて、常駐調整官が国連システム全体の任務に十分に用いられるように、資金調達を含む主要な国際連合開発計画活動を実施するために、国別責任者を任命することを奨励すること。

(i) 国家の開発企画および優先事項の支援において、国の政府との合意に基づいて、国家レベルで、市民社会を含む、全ての開発利害関係者との調整を強化すること。

(j) 国家当局との同意に基づいて、計画作成活動に関連する計画および財政事項に関する決定を行う際に、関連する場合には、本部から基金、計画、そして関連する場合には、専門機関の国家レベルの代表への権限の適切な分権化を確実にすること。

125. 国際連合開発制度に対し、国際連合開発制度が、機関に行き渡る合同訓練に関する強化された強調を含み、国家のニーズ、優先事項および課題に対応する効果的な能力開発および他の支援を提供する、高品質の政策および計画助言を含む、能力と技術、また最高水準の指導者の技能、管理訓練および継続する学習の適切な混合を有するように、資源の適切なレベルの配分を通じてを含む、職員の開発への投資を強化することを要請する。

126. 常駐調整官に対して、設立された国際連合開発支援枠組開発および中期検討過程内のものを含む、国際連合国別現地チームの構成員と、適切な場合には、関連する非常駐機関に対して、また政府並びに基金、計画および専門機関と十分に協議して、以下を提案することを認めることにより、関連決議に基づいて総会によって常駐調整官に既に与えられた責任および権限の十分な実行を通じたものを含む、常駐調整官の計画および調整機能を強化する必要性を認識する。

(a) 上部機関を通じて承認された過程に予断を与えることなく国際連合開発支援枠組に沿わせる目的で、要求された場合には、事業および計画の修正。

(b) ある活動が、関係する計画国の国家のニーズ、優先事項および課題に対応する、国際連合開発制度の広範な戦略にもはや同調しないと決定された場合には、国際連合開発支援枠組あるいはその行動計画の修正。

127. 以下の事項を確実にする利益をもまた認識する。

(a) 計画国のニーズ、優先事項および課題への常駐調整官の効果的な対応。

(b) 国際連合開発制度の全ての構成員による常駐調整官制度の主体的取組。

(c) 常駐調整官が自らの機能に内在する全ての任務に効果的に対応できること。

(d) 全ての国際連合開発制度を代表する事務総長の指導力の下、国家のニーズ、優先事項および課題への支援に制度の全ての資産を活かしつつ、常駐調整官制度が効果的に運営されること。

128. 国際連合開発制度に対して、常駐調整官制度に対しより一層の財政的、技術的および機能的支援を提供することを促し、また事務総長に対し、国際連合開発制度の構成員との協議において、また経済社会理事会決議 2011/7 において求められた常駐調整官制度への支援における現存する資金調達の様式の最近の検討に基づいて、用いられるサービスの配分を基礎とした各機関の直接の関与を反映すべき、計画活動に配分される資金を害することなく、公平の原則に注意を払い、2013 年の経社理および総会での審議のために、常駐調整官制度の資金調達の様式に関する具体的な提案を、常駐調整官が自らの権限を効果的に実施するために必要な安定したまた予測可能な資金を有することを確実にするために、提出することを要請する。

129. これに関して、国際連合開発制度に対して、常駐調整官制度の資金調達が計画国における開発計画に利用可能である資金に否定的な影響を及ぼさないことを確実にすることを要請し、またこれに関して、国際連合開発制度に対して、可能な場合には、国家レベルでの国際連合開発制度の組織間の合同の努力と調整の結果としての費用の節約が、開発計画に生ずることを確実にすることを要請する。

130. 総会決議 59/250 の第 58 項に含まれている加盟国による要請において、常駐調整官制度の「機能的防火壁」を含む、国際連合開発および常駐調整官制度の運営および説明責任制度が、国際連合開発支援枠組の企画および実施の監視を行う常駐調整官の説明責任枠組を提供するために開発されたことに留意し、これに関して以下を求める。

(a) 国際連合開発制度が、政府間の承認を必要としない分野において、常駐調整官制度のための機能的防火壁を含む、国際連合開発および常駐調整官制度の運営および説明責任制度の、監視を含む、十分な実施を確実にすること。

(b) 国際連合開発制度が、国際連合国別現地チームの構成員によって支援された常駐調整官が、国際連合開発支援枠組において合意された結果の供給について国家当局に対する説明責任を有し、また国別現地チーム全体としてその結果について国家当局に報告するこ

とを確実とすること。

(c) 国際連合開発制度の基金、計画および専門機関が、適切な場合には、常駐調整官が効果的および効率的な機能の貢献に関して、国別現地チームの構成員である全ての組織の代表の定期的業績評価に正式な情報を提供するという、決議 50/120 の第 37(c)項に含まれている総会の要請を実施すること、そしてこれに関して、業績評価過程における常駐調整官と国別現地チームの構成員の間の相互評価の重要性をくり返し表明する。

131. 事務総長に対して、常駐調整官制度の機能に関して経済社会理事会の年次報告に通知するために、包括的かつ量的基礎に関して、国家レベルでの計画および活動調整を更に進める進捗状況に関して、定期的に評価し報告を行うことを要請する。

C. 「一貫性をもった支援」

132. 「一貫性をもった支援」の過程を更に進めるための具体的な勧告としての、マプト (2008)、キガリ (2009)、ハノイ (2010)、モンテビデオ (2011) およびティラナ (2012) で開催された「一貫性をもった支援」政府間会議の成果を留意し、また加盟国および国際連合制度による「一貫性をもった支援」の実施に関して情報を共有し続ける重要性を強調する。

133. 事務総長覚書¹¹において提示された、「一貫性をもった支援」からの経験に基づく教訓の独立した評価の結果を留意する。

134. 国際連合制度の開発業務活動における国家の主体的取組と指導力を強化した戦略的結果、特に分野横断的な問題を達成する、事業計画国における国際連合開発制度の一貫性、関連性、効果および効率性を強化するための重要な貢献としての、自発的になされる、幾つかの試験的計画国家による「一貫性を持った支援」の実施における業績と経験を認識し、そして更に、幾つかの計画国が、自ら率先して行う「一貫性をもった支援」様式を採用し、またそれらの経験が国家レベルでの国際連合業務活動の強化に積極的に貢献することを留意する。

135. 共同資金調達メカニズムは「一貫性をもった支援」を前進させる重要な道具であることをまた認識し、そして加盟国並びに国際連合の基金および計画に対して、適宜、「一貫性をもった支援」国家においてこれらメカニズムを拡大することを確実とするために、財政的に貢献することを求める。

¹¹ A/66/859.

136. 国際連合制度が、国家のニーズ、現実、優先事項および計画様式、並びにミレニアム開発目標、他の国際的に合意された開発目標および国際連合 2015 年以降の開発議題の達成に最も合う方法で、個別の計画国とのパートナーシップへのアプローチを国際連合が作成できるように、「あらゆるものに対応する」アプローチは「ない」ことと「一貫性をもった支援」を自発的に採用する原則が維持されるべきことを再確認する。

137. 国際連合開発制度に対して、とりわけ本部レベルで、「一貫性をもった支援」国での国際連合国別現地チームが、「一貫性をもった支援」アプローチの下での効率的な利益を十分に実現することを妨げる課題および障害を特定しそして対応すること、並びに、経済社会理事会および総会の審議のために、本決議の実施について年次報告の一部としてこれに関して報告を行うことを要請する。

138. 国際連合開発制度に対して、「一貫性をもった支援」アプローチの導入を考慮している計画国に、支援の提供の様式に関して情報に基づいた決定を可能とするために、「一体となって提供する」に特化した合同企画、計画作成、実施、監視と評価、報告そして資金調達メカニズムの問題並びに、常駐調整官事務所および国際連合国別現地チームによって提供される支援に関する情報を、提供することをまた要請する。

139. 「一貫性をもった支援」国家において、全ての国際連合開発制度を代表して運営される、十分に支援された常駐調整官事務所、常駐調整官が、国家レベルでの国際連合の一貫性、効果および効率性を確保とするために必要であることを認識する。

140. 国際連合制度に対して、幾つかの国家によって「一貫性をもった支援」の実施における模範例および経験に基づく教訓を構築し、「一貫性をもった支援」国家における国際連合国別現地チームの成功する活動のためのおよび、「一貫性をもった支援」への参加を考慮する他の国家のための、指針としての基準活動手続きの作成によるものを含み、経験に基づく教訓に基づいて、それぞれの支援の主要な要素を明確に示すことにより過程を更に統合すること、並びに、この過程および基準活動手続きを、本会期の業務活動審議期間中に、経済社会理事会に報告することを要請する。

141. 基金、計画および専門機関を含む、国際連合制度に対して、基準活動手続きを構成要素としている統合支援パッケージおよび「一貫性をもった支援」に特化した計画作成、監視と評価、報告、共同資金調達メカニズムに関する指針並びに国際連合開発の管理と説明責任制度および常駐調整官制度のための機能的防火壁を含む常駐調整官制度に則した常駐調整官に対する支援を伴った「一貫性をもった支援」アプローチと事業の簡素化と調和を

採用した計画国を支援することをまた要請する。

142. 加盟国に対するより大きな説明責任に向けての「一貫性をもった支援」の実施に関しておよびより一層の結果に基づく「一貫性をもった支援」の生成に関する共通の監視、評価および報告メカニズムの設立の必要性を強調し、またこれに関して、事務総長に対して、加盟国の審議のための提案を行うことを要請する。

143. 事務総長に対して、年次報告に「一貫性をもった支援」国家の共通の国家計画文書の検討および承認の選択肢を含めること、並びに 2013 年までに経済社会理事会および総会の審議のための適切な勧告を行うことを要請する。

D. 地域的次元

144. ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成に関連する開発の課題に対応する地域委員会並びに地域間、地域および準地域協力の貢献を認識する。

145. これに関して、国際連合開発制度が、適宜およびそれぞれの職務権限に合致して、地域および準地域の政府間機構並びに地域銀行との協働を強化することを奨励する。

146. 地域委員会および地域レベルでの国際連合開発制度の基金、計画、専門機関および他の組織に対して、相互におよび各々の本部において、関係する国家政府との密接な協議の下で、協力および調整を更に強化することを、また適切な場合には、地域レベルを代表しない、基金、計画および地域機関を含めることを要請する。

147. 国際連合開発制度の機能に関して、強化された技術的、計画および行政支援を含み、国際連合国別現地チームに支援を提供する地域技術支援構造および地域事務所と提携し、適切な場合にはまた関連する地域の計画国のニーズに合致して、共同配置を通じてを含む、地域レベルでの共同を増加し、および、適切な場合には、地域委員会の現存の準地域事務所に留意しつつ、関連する計画国との密接な協議において、地域の拠点では十分に対応できない具体的な課題に対応するために、準地域レベルでの適切なメカニズムを特定する重要性を認識する。

148. 国際連合開発制度の機構、その地域委員会並びに他の地域および適切な場合にはまたその職務権限に合致した準地域組織に対して、協力を強化しまた受け入れ国の要請により、国際連合開発支援枠組と同調しそして常駐調整官および国際連合国別現地チームの代表と密接に調整して、地域および準地域レベルでの国際連合制度の技術能力へのアクセス

のためのメカニズムを改善することによって、南々協力あるいは適切な場合には三角体系を通じての成功した開発計画や最善の実行に関する情報共有を促進しまたそれを集積するメカニズムを設立しおよび/あるいは改善するために、国家レベルの開発イニシアチブを支援するさらなる協働のアプローチを採用することを求める。

149. 要請に基づく諮問サービスを含む、分野を超えた地域レベルでの国際連合開発制度によって提供された支援に留意し、地域レベルでの国際連合開発制度に対して、国際連合開発支援枠組と同調してまた常駐調整官と密接に調整して、国家開発の議題の遂行における国際連合国別現地チームの支援を実質的に強化することを要請する。

150. 常駐調整官および国際連合国別現地チームに対して、地域委員会に存在する規範的支援活動および政策の専門性をより活用することを奨励し、また地域委員会に対して、計画国の要請によって、国家レベルの開発イニシアチブを支援し、そして地域および準地域レベルでのより強力な機関間協働のための措置を支援するために、彼らの分析能力を更に開発することを要請し、またこれに関して、地域委員会およびそれらの準地域事務所に対して、特に、より効率の良いそして効果的な能力構築、開発、国家の開発目標の地域および準地域の次元に対応する地域の合意と取極の実施、並びに情報交換、模範例および経験に基づく教訓を通じて、国家レベルでの持続可能な開発イニシアチブを優先させることを促す。

151. 国家に特定される文脈および業務的支援サービスの他の分野における、国際連合開発支援枠組、業績管理、問題解決の質の保証を含み、常駐調整官および国際連合国別現地チームに対して国際連合開発グループ地域チームによって提供された技術支援機能に留意し、そして常駐調整官および国際連合国別現地チームに対して、国際連合開発グループ地域チームによって提供されたこの支援の種類をより活かすことを奨励する。

E. 事業の実行の簡素化および調和

152. 共通の国際連合サービスセンターを設立して、主要機関への共通の機能を委譲することで、あるいは可能な場合には、サービスの質を損なうことなく支援サービスを外注することによって、国家レベルでの支援サービスの統合を通じて、機能の重複、行政および取引費用を削減することにより、および職務権限内での、効率の良い節約が、国家の能力を構築する目的で計画活動に用いられることを確実とすることによって、全ての計画国においてより高品質、より効果があり対費用効果の高い支援サービスを更に行うように、またこれに関して各々の上部機関に対して 2014 年末までにそしてその後は毎年、具体的な達成を報告することを国際連合開発制度の基金および計画に対して要請し、専門機関や国際

連合の他の組織に対して奨励し、並びに基金および計画に対して、これに関してそれぞれの執行理事会に対して2014年の最初の通常会期において合同計画を提出することを要請する。

153. 事業活動の機関内の合理化に更に投資を行い、これに関して、自らの上部機関に2013年の末までに計画を提示することを、基金および計画に対して要請し、専門機関や国際連合の他の組織に対して奨励する。

154. 国家レベルで国際連合の組織と第三者との間の協定の相互の有効性を定める支援サービスの規定に関する、機関間枠組合意を作成しまた締結すること並びに2013年末までにさらなる承認の要請を必要としない、標準化された機関間合意を通じて、共通のサービスおよび第三者との長期合意を設立し運営するために国別現地チームに対して権限を委譲することを、基金および計画に対してまた要請し、専門機関や国際連合制度の他の組織に対してまた奨励する

155. 運営に関するハイレベル委員会および国際連合開発グループを通じて、事務総長に対して、国、地域、本部レベルでの統一された一連の規定や規則、政策および手続に基づき、財政、人材管理、調達、情報技術管理および他の行政サービスの機能的な分野において、2016年までの実施のために、2014年末までに経済社会理事会での検討並びに基金および計画の執行理事会並びに専門機関の上部機関による承認のために、国、地域および本部レベルでの共通支援サービスの設立のための計画を提示することを要請する。

156. より費用対効果が高く、効率的かつ調和された調達の実行がより効果がありまたより良い結果を達成することに資することを認識し、そして国際連合開発制度に対して、特に公正、誠実、透明性および効果的な国際競争という、国際連合の調達原則を考慮しつつ、国、地域および地球規模のレベルでの調達においてより多くの協働という選択肢を考慮することを奨励し、またこれに関して、より多くの調達協力の障壁に対処し、計画の中に増加される協働を通じての改善された効率性および効果の可能性を十分に活用し、並びに計画の中に規模の節約を含む、効率のよい節約に切り替え、そして現存の長期の合意を十分に活用し、新しい合意を作成しまた国家レベルでの共通の調達に関する指針を実施することを、基金および計画に対して要請し、専門機関や国際連合制度の他の組織に対して奨励する。

157. 国際連合開発制度に対して、現存の関連する法律上の枠組を遵守して、調達、治安、情報技術、電気通信、旅行および銀行業務、並びに適切な場合には、計画、報告および評価を含む、支援サービスのための国家の公的および民間制度の利用を増加することを奨励

する。

158. 国際連合開発制度に対して、国家の能力を強化しまた取引費用を削減する手段として計画国での並行する事業実施の単位の数を控えそして多大に削減することをまた奨励する。

159. 事務総長に対して、2014年の初頭までに、基金および計画の執行理事会に対して、この問題に関してそれらが決定を行うために、それらの様々な事業モデルにしかるべき注意を払いながら、事業費用の共通の定義および費用管理の共通かつ標準化された制度に関する提案を提示することを要請する。

160. 現存のあるいは新規の事業資源計画制度に関する全ての将来の投資において、全ての国際連合開発制度に行き渡る、調和された事業過程および実行を支援しつつ、対内および対外の管理情報の事業過程を調和させる目的で、事業資源計画制度のシステム全体の相互使用可能性を審議することを、基金および計画に対して要請し、および専門機関と国際連合計画制度の他の組織に対して奨励し、およびこれに関して、事務総長に対して、基金および計画の現存の事業資源計画制度の間の相互使用可能性を設立する可能性を審議するために研究を行い、そして4年に一度の包括的政策検討の文脈で2016年に全ての相互使用可能性を達成する進捗状況について報告することを要請する。

161. 国際連合開発制度に対して、治安上の条件および対費用効果に然るべき配慮を払いながら、共通の施設の採用を希望する計画国における共通の施設の設立を支援するために、2013年の末までに、具体的な目標および達成目標について、加盟国との協議において戦略を発展させること、および2年に一度の割合で、経済社会理事会にこれに関する進捗状況を報告することを要請し、また国際連合国別現地チームに対して、全ての機能的な分野および支援サービスの統合の事業実行の調和を含む、機構全体の全ての潜在的な節約を探求することを奨励する。

162. 国際連合開発制度に対して、高品質、効率の良いそして対費用効果の高い共通の支援サービスのさらなる発展と実行を支援する革新的かつ持続可能な事業解決を支援する、資金調達メカニズムや他のインセンティブを作成することの選択肢を含む、事業活動の効果的調和および合理化を一層支援するために、事業計画への資源の配分を損なうことなく、財政的および人的資源の利用可能性を優先させることをまた要請する。

163. 専門機関の上部機関および他の国際連合の組織に対して、各々の組織による実行を促進しまた基金および計画との調和を改善する目的で、本節の規定を検討しまた議論する

ことを強く奨励する。

F. 結果に基づく運営

164. 改善された開発の結果並びにミレニアム開発目標および国際的に合意された開発目標の達成に貢献できる説明責任の必要不可欠な要素としての結果に基づく運営の重要性を確認する。

165. リスクを特定化し、評価しまた緩和する必要性を強調しつつ、結果の追跡および報告のメカニズムを改善し、また計画、運営および報告の残っている格差に対処する、国際連合開発制度および機関によって行われた活動を確認する。

166. 国際連合開発制度に対して、結果に基づく運営のための適切な誘因を特定化した実施し、全てのレベルでの結果に基づく運営への意欲を損ねるものを取り除き、そしてこれらの結果運営制度を定期的に検討することを含み、基金および計画、専門機関や他の国際連合組織内の全てのレベルで結果の文化を発展させまた維持するための活動を加速し、並びに結果に基づく運営の能力および権能の開発に投資することを要請する。

167. 透明性の改善における進展を認識し、また国際連合開発制度に行き渡る監督機能、会計監査および評価における一貫性と補完性を確実にするためにさらなる努力を求める。

168. 事務総長に対して、開発の結果および結果に基づく運営制度の簡素化、一元化および調和を含む機構上の効果を改善する目的で、国際連合開発制度における結果に基づく運営を強化した制度化する努力を強化するように要請する。

169. 事務総長に対して、企画、監視、評価並びにシステム全体の結果の報告を簡素化したまた改善する、結果に注目した、開発のための業務活動に対する、より強化な、一貫した調和したアプローチについて、2014年までの実行を目的として、2013年の本会期の業務活動期間審議中において経済社会理事会に対して明確化し報告を行うことをまた要請し、そしてこれに関して、基金および計画の執行理事会並びに専門機関の上部機関と他の関連する国際連合組織に対して、国家の開発結果への国際連合の貢献を示した結果枠組を作成することにおける課題を考慮しながら、現在の機関に特定された報告の要請要件と、全てのレベルでのシステム全体の結果について報告する必要性とで最も効果的に均衡を取る方法について対象を特定した対話に従事することを奨励する。

170. 国際連合開発制度に対して、出力、結果および影響の監視において期待された結果

を作成する完全な結果の連鎖を示し、並びに監視のための基準線、標石および目標達成基準についての評価可能な指標を含む明確かつ断固とした結果の枠組の開発を促進することを要請し、またこれに関して、各々の戦略計画の枠組の結果の作成の間に、加盟国と協議し、2014年からの実施に関して毎年報告を行うことを、国際連合基金および計画に要請し、専門機関に対して奨励する。

171. 国際連合開発制度に対して、国家の開発結果に全ての国際連合システム全体の貢献に関しての提供と報告を強化する方法を見出すことを含み、2013年末までに結果に基づく運営と説明責任との間の提携を達成することをまた要請し、そしてこれに関して、国際連合開発制度に対して、結果に基づく運営および国家レベルでの報告に対する増加された相互の説明責任を確実とすることを要請する。

172. 事務総長に対して、国際連合同盟監査団および加盟国と協議して、国際連合制度全体での結果に基づく運営およびシステム全体の結果報告を検討し、また次回の4年に一度の包括的政策検討において、総会による審議のために同検討を提出することを要請する。

G. 開発業務活動の評価

173. 十分な資源を有する、独立した、信頼できるまた便利な評価機能を有し、また政策開発並びに機構の機能の改善において評価の結果および勧告の積極的な利用を確実とする評価の文化を促進する、国際連合開発制度の機構の重要性を強調する。

174. 国際連合開発制度の構成員に対して、開発業務活動の評価の制度上および機構上の能力を更に増加させ、また結果に基づく運営、監視および評価の方法に関して訓練と技術の向上を増加させ並びに計画作成および業務上の意思決定における調査結果、勧告および経験に基づく教訓の効果的な利用を確実とすることを求め、そして基金および計画並びに専門機関に対して、新戦略計画と同調し、また監視制度の統合された一部である評価計画を開発することを要請する。

175. 計画国が、国際連合開発制度によって提供される支援の評価により多くの主体的取組と指導力を有すべきことを強調し、これに関して、国際連合開発制度の構成員に対して、開発業務活動の監視および評価について計画国の評価能力を強化するために計画国を支援する努力を強化することを求め、そして国際連合開発制度に対して、計画国と協議して、様々な組織の責任の特定を含み、開発業務活動についての国家評価能力のさらなる強化のための指針を発展させまた実行することを要請する。

176. 開発業務活動の独立したおよび公平なシステム全体の評価を強化する必要性を再確認する。

177. これに関して、国際連合制度の開発業務活動のシステム全体評価のための現存の制度枠組の包括的検討に関する、総会決議 64/289 に対応した事務総長によって委託された独立評価の調査結果および勧告¹²を留意し、またこれに関して、国際連合開発制度内のシステム全体評価のさらなる強化が現存のメカニズムの利用および強化に基づくべきことを再確認する。

178. 開発業務活動のシステム全体の評価に従事する国際連合組織、すなわち国際連合同監査団、国際連合評価グループ、および人道問題調整事務所、内部監査室、そして事務局の経済社会局の間の強化された調整および経験の交換を奨励する。

179. 国際連合同監査団が、国際連合制度内で、独立したシステム全体評価の具体的な職務権限を有する唯一の組織であることに留意し、また同機関によって主導された改革を承認する。

180. 専門的なネットワークとして国際連合評価グループによる評価の規範および基準の発展をまた留意し、そして国際連合の基金、計画および専門機関の評価機能において、また開発業務活動のシステム全体評価において、これら規範および基準の利用を奨励する。

181. 事務総長に対して、国際連合同監査団、国際連合評価グループ、経済社会局、人道問題調整事務所、そして内部監査室により構成される国際連合制度の開発業務活動のシステム全体評価のための内部調整メカニズムを設立することを要請し、また事務総長に対して、2013 年の本会期の業務活動審議期間中において、経済社会理事会による討論のために、内部調整メカニズムを通じて、試験的なシステム全体評価への提案の提出を含む、国際連合制度の開発業務活動の独立したシステム全体評価の政策を作成することをまた要請する。

182. 国際連合開発支援枠組の利用および評価並びに国家の開発結果への国際連合システム全体の貢献の評価を強化することを、基金および計画に対して要請し、専門機関や他の関連する国際連合組織に対して奨励する。

V

¹² A/66/852.

フォローアップおよび監視

183. 国際連合開発制度の基金、計画および専門機関の上位機関が決議 56/201 の第 91 および 92 項に即して、本決議の十分な実行のために適切な行動を取るべきことを再確認する。

184. 基金および計画の戦略計画が、国際連合制度の開発業務活動の主要な政府間の合意されたパラメーターを設立する、包括的政策検討に合致しまたそれによって指導されることを確実にする重要性を強調する。

185. 基金、計画および専門機関の全体的な調整における、憲章の権限内での経済社会理事会の主要な役割を認識し、これに関して、毎年の本会期の、業務活動審議期間中を通じたの、本決議に含まれている規定の実施における進捗状況の検討および評価を期待する。

186. 事務総長に対して、国際連合開発制度の基金、計画および専門機関によって提供された情報に基づいて、経済社会理事会に、2013 年、2014 年および 2015 年の本会期に、十分な実施を確実にするために、4 年に一度の包括的政策検討に関する本決議のフォローアップとして、達成された結果並びに実施された措置および経過に関する分析報告を提出することを要請する。

187. 事務総長に対して、システム全体データ、定義および分類の、適用範囲、時期の適切さ、信頼性、質、および相互比較性を含む、国際連合の開発業務活動の資金調達、実績および計画結果に関するシステム全体の報告の分析の質を強化し続けることをまた要請する。

188. 事務総長に対して、経済社会理事会の支援を得て、また国際連合常駐調整官の協力を受けて、並びに適切かつ対費用効果の高い方法で、政府間機関が対応できるようにすることを目的として、国際連合開発制度との相互作用において直面する勢力および主な課題に関してフィードバックを提供するように、国際連合制度の効果、効率性および関連性に関して、政府に指示して 2 年に一度の調査を実施することを更に要請し、またその調査の結果が公表され加盟国が入手可能となることをもまた要請する。

189. 事務総長に対して、経済社会理事会を通じて、総会の第 71 会期に、4 年に一度の包括的政策検討の文脈において、特に関連文書を利用し、本決議の実施の包括的分析を提出し、また適切な勧告を行うことを要請する。

2012年12月21日